

文書番号	管理版	<input type="checkbox"/> 継続して更新されます	版数	4-3	管理番号
YQ-61	管理外版	<input type="checkbox"/> 更新されません			4

居宅介護支援重要事項説明書

制定日 : 2003年7月1日

改訂日 : 2024年7月1日

No.	配付先	No.	配付先
1	理事長		
2	施設長		
3	事務長		
4	居宅介護支援事業所		
5			

承認	審査	作成
施設長	施設長	部門長
		

社会福祉法人 祥永会

読谷の里指定居宅介護支援事業所

文 書 番 号	居宅介護支援重要事項説明書	版	4-3	ページ
YQ-61	目 次	数		目次・1P

	版	総頁	制・改訂日
表紙	4-3	1P	2024. 7.1
目次	4-3	1P	2024. 7.1
重要事項説明書	4-3	5P	2024. 7.1
改訂歴		1P	2024. 7.1

居宅介護支援重要事項説明書

社会福祉法人 祥 永 会

読谷の里 指定居宅介護支援事業所

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、要介護状態の維持、改善を目的として計画的にサービスを提供します。

2. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 祥永会
事業者の所在地	沖縄県中頭郡読谷村字座喜味 1875 番地 1
代表者名	理事長 森岡 秀一
電話番号	098-956-2000
設立年月日	平成6年12月16日

3. 事業所の概要

事業所の名称	読谷の里 指定居宅介護支援事業所
事業所の所在地	沖縄県中頭郡読谷村字座喜味 1875 番地 1
管理者の氏名	比嘉さおり
電話番号	098-982-8855
事業所指定番号	4772200020

4. 職員の職種、員数及び職務内容

職種	員数	区分				その他の保有資格の内容
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			介護福祉士
介護支援専門員	<u>3人</u> <u>以上</u>	<u>2</u>	1			介護福祉士 ヘルパー2級 社会福祉主事

5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（但し、年末年始休暇を除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分 但し、電話等により営業日及び営業時間外においても連絡が可能な体制としています。

6. 居宅介護支援業務内容

申請の代行業務 居宅サービス計画の作成 居宅サービス事業者等との連絡調整 介護保険施設及び保健医療機関との連絡調整 その他の居宅介護支援業務 ※ご利用者は複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう求めることができます。 ご利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

7. 利用料等

要介護認定を受けた方は、介護保険から全額給付されるため自己負担はありません。 通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収いたします。
--

8. 通常の事業の実施地域

実施地域	読谷村、嘉手納町、恩納村
------	--------------

9. 苦情等申立先

相談窓口	相談窓口 介護支援専門員 電話 098 - 982 - 8855 受付時間 8 : 30 ~ 17 : 30 窓口 読谷の里内
------	--

10. 行政機関その他苦情受付機関

読谷村役場 福祉課	所在地／ 読谷村字座喜味2901番地 電話番号／ 982-9209 FAX／ 982-9210 受付時間／ 9 : 00 ~ 17 : 15
読谷村地域包括支援センター	所在地／ 読谷村字座喜味2901番地 電話番号／ 982-9234 FAX／ 982-9210 受付時間／ 9 : 00 ~ 17 : 15
沖縄県介護保険広域連合 指導係	所在地／ 読谷村中頭郡読谷村字比謝缸55番地 電話番号／ 911-7502 FAX／ 911-7506 受付時間／ 9 : 00 ~ 17 : 00
国民健康保険団体連合会	所在地／ 那覇市西3丁目14-18 電話番号／ 863-2321 FAX／ 867-6758 受付時間／ 9 : 00 ~ 17 : 00
沖縄県社会福祉協議会	所在地／ 那覇市首里石嶺町4-373-1 電話番号／ 887-2000 FAX／ 887-2024 受付時間／ 9 : 00 ~ 17 : 00

11. 事故発生時の対応

利用者に対する居宅介護の提供により事故が発生した場合は広域連合、市町村、利用者の家族に連絡する等必要な措置を講じます。

12. 虐待の防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止及び身体拘束の禁止等のため、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

13. 避難災害対策

天災その他の災害が発症した場合、管理者は日常的に具体的な対処方法、及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には指揮をとるものとします。

個人情報の利用目的

社会福祉法人 祥永会では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 施設内部での利用目的

- ①施設が利用者等に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・入退所等の管理
 - ・会計、経理
 - ・介護事故、緊急時等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ①施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
 - ・その他の業務委託
- ②介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託（一部委託含む）
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③損害賠償保険などにかかる保険会社等への相談又は届け出等

【上記以外の利用目的】

1. 施設内部での利用にかかる利用目的

- ①施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ・施設において行われる事例研究等

2. 他の事業者等への情報提供にかかる利用目的

①施設の管理運営業務のうち

- ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

平成 17 年 11 月 1 日
社会福祉法人 祥永会
理事長 森岡 秀一

本重要事項説明書を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1 通ずつ所持することとします。

指定居宅介護支援の開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 沖縄県中頭郡読谷村字座喜味 1875 番地 1
事業所名 読谷の里指定居宅介護支援事業所

説明者

印

平成 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定居宅介護支援について重要事項説明を受け同意しました。

<利用者>

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

<利用者代理人>

住 所 _____

氏 名 _____ 印 (続柄) _____

